

長崎県の地方銀行合併に関する論点整理

新田町 尚 人

〔要 旨〕

長崎県内の地方銀行2行が合併を発表したが、合併後の県内貸出シェアが70%を超える独占的地位を生むとして公正取引委員会の企業結合審査が長期化した。こうした場合は問題解消措置によって独占的地位を回避することが求められ、最終的には債権譲渡によって市場シェアを引き下げることが前提に合併が承認された。本稿では、両行の合併を巡る論点を提示し、先行研究をもとに考察を行った。市場の画定や合併を通じた経営の効率化等、研究者の見解は統一されていないものの、公正取引委員会が独占的地位を容認することはないとみられる。地域金融機関の県内における統合は今後も続く可能性が高く、独占的地位を生む場合は債権譲渡によって市場シェアを下げることを求められる。

1. はじめに

人口減少による地方経済の縮小懸念に加え、日本銀行によるマイナス金利政策と競合他社との競争激化から銀行の貸出金利の低下が続いており、特に一定地域を営業地盤とする地域金融機関の経営環境は極めて厳しい状況が続いている。地域金融機関の経営戦略として手数料収入など貸出に頼らないビジネスモデルの模索が続いているが、いまだ貸出に代わる収益を上げるまでには至っていない。

こうした状況のもと、合併などの経営統合を図る地域金融機関が増加している。従来は営業区域が重複しない金融機関との経営統合が活発であったが、2016年頃からは同一県内で高シェアを保有する銀行同士で合併しようとする動きが現れた。しかしながら、高シェアを保有する地域金融機関同士が合併すると、その地域において独占的地位を生み出すとして、公正取引委員会における審査が長期化した事例がある。本稿では、その事例である長崎県における地域金融機関の合併に向けての経緯、公正取引委員会が懸念した独占禁止法上の問題点等、経営統合を通じて独占的地位を生み出すような地域金融機関の合併に関する論点を整理するとともに、地域金融機関の将来を展望したい。

2. 十八銀行、親和銀行の概要と経緯

2.1 十八銀行、親和銀行の概要

十八銀行と親和銀行はともに長崎県を中心に活動する地方銀行である。十八銀行は1887年に第十八国立銀行として創立され、長崎市に本店を構えて長崎市を中心とした県南部に地盤を持つ。親和銀行は1942年に佐世保銀行と佐世保商業銀行の合併により設立され、佐世保市に本店を構えて県北部に地盤を持ち、2007年に福岡銀行を中核とする「ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となっている。¹ 十八銀行が県内トップ、親和銀行が県内2位の位置を占めるが、2017年3月期の総資産は十八銀行が2兆9,405億円、親和銀行2兆5,641億円、預金量は十八銀行2兆4,700億円、親和銀行2兆1,681億円、貸出金は十八銀行1兆5,252億円、親和銀行1兆4,829億円、店舗数は十八銀行100店舗、親和銀行88店舗などと、両行の規模に大きな差は見られない（表1）。

表1 十八銀行と親和銀行の財務状況

	十八銀行	親和銀行
経常収益	43,046	36,272
経常利益	6,545	9,427
当期純利益	5,245	7,441
資本金	24,404	36,878
純資産額	155,129	128,445
総資産額	2,940,540	2,564,151
預金残高	2,470,085	2,168,117
貸出金残高	1,525,272	1,482,980
自己資本比率（国内基準）	11.36%	8.80%
従業員数	1,369	1,211

（単位：百万円）

店舗数	100	88
長崎県内	89	76
長崎県外	11	12

（単位：店）

（出所：十八銀行、親和銀行のディスクロージャー資料）

収益性については、2017年3月期の総資産利鞘が十八銀行0.13%、親和銀行0.29%と低い数字となっているが、資金運用利回りが十八銀行1.08%、親和銀行1.13%と、日本銀行のマイナス金利政策や銀行間競争により低迷していることが原因である。なお、国内業務部門の預貸率は十八銀行59.8%、親和銀行65.58%で、中小企業等向けの貸出金は十八銀行、親和銀行ともに約1兆円となっている（表2）。

十八銀行の2017年3月末現在の株主構成を見ると、長崎県と隣接する佐賀県の地方銀行

表2 十八銀行と親和銀行の貸出関連指標

預貸率	十八銀行		親和銀行	
	期末値	平均値	期末値	平均値
国内業務部門	59.8	59.1	65.58	63.66
国際業務部門	115.2	81.96	87.04	95.26

(単位：%)

総資金利鞘	十八銀行			親和銀行		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
資金運用利回り	1.08	1.02	1.65	1.13	1.13	1.26
資金調達原価	0.94	0.92	0.88	0.84	0.84	1.2
総資金利鞘	0.13	0.09	0.77	0.29	0.29	0.06

(単位：%)

中小企業等向貸出金	十八銀行	親和銀行
残高	1,007,498	1,063,944
総貸出に対する比率	66.05	71.74

(単位：百万円、%)

(出所：十八銀行、親和銀行のディスクロージャー資料)

表3 十八銀行と親和銀行の株主構成

十八銀行の主要株主	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	7,110	4.09
日本生命保険	6,495	3.73
明治安田生命保険	5,000	2.87
佐賀銀行	4,383	2.52
十八銀行従業員持株会	4,301	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,012	2.3
西日本シティ銀行	3,959	2.27
肥後銀行	3,709	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口4)	3,429	1.97
鹿児島銀行	3,260	1.87
合計	45,659	26.28

親和銀行の主要株主	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する割合(%)
ふくおかフィナンシャルグループ	2,749,032	100

(出所：十八銀行、親和銀行のディスクロージャー資料)

である佐賀銀行が2.52%を保有する第4位となっているほか、福岡県の西日本シティ銀行が2.27%で第7位の株主となっている。また、熊本県の肥後銀行が2.13%、鹿児島銀行が1.87%を保有しており、この両行から構成される九州フィナンシャルグループとしてみると合計4.0%となり、第1位株主の4.09%に匹敵する保有割合となっている。十八銀行は経営統合の相手先として、主要株主かつ主力営業地盤が重複しない佐賀銀行や西日本フィ

ナンシャル、九州フィナンシャルではなく、最大の競争相手である親和銀行を選択したことになる。

2.2 長崎県の金融市場

「月刊金融ジャーナル増刊号金融マップ」(金融ジャーナル社)による長崎県内における預貯金残高、貸出金残高を表4で示す。2016年3月末の貸出金シェア36.9%の十八銀行と同33.6%の親和銀行が合併すれば、長崎県内の貸出シェア70.5%と圧倒的な存在の銀行が誕生する。なお、同時点における都道府県において最も高シェアを持っている地方銀行は常陽銀行(茨城県)の49.2%である。また、長崎県の貸出シェア第2位は6.7%の長崎銀行(第二地方銀行)となり、1位と2位の貸出シェアの差が大きい状況が生まれる。長崎県内のメガバンク(都市銀行)の状況は、三井住友銀行がローン契約コーナーのみで、みずほ銀行は長崎支店のみ(共同ATM除く)、三菱UFJ銀行も長崎支店のみである。これら大手銀行(都市銀行、信託銀行など)の貸出シェアは、鳥取県0.7%(123億円)に次いで、長崎県0.8%(255億円)と全国で2番目に低く、大手銀行が地方銀行の強力な競争相手となっていない現状がうかがえる。公的金融機関は、日本政策金融公庫が2店舗(長崎支店、佐世保支店)、商工中金も2店舗(長崎支店、佐世保支店)である。

2016年3月末現在 **表4 長崎県内の預金および貸出金シェア**

	預貯金残高	シェア	貸出金残高	シェア	店舗数
大手銀行など	2,470	3.1%	255	0.8%	3
地方銀行	45,491	56.6%	24,726	77.8%	172
十八銀行	23,658	29.5%	11,740	36.9%	87
親和銀行	19,211	23.9%	10,690	33.6%	75
第二地銀	2,210	2.8%	2,164	6.8%	20
長崎銀行	2,189	2.7%	2,127	6.7%	19
信用金庫	1,851	2.3%	1,121	3.5%	26
信用組合	2,240	2.8%	854	2.7%	25
労働金庫	1,696	2.1%	1,046	3.3%	8
農協	6,758	8.4%	1,627	5.1%	115
ゆうちょ銀	17,591	21.9%	-	-	445
合計	80,306	100.0%	31,792	100.0%	814

地銀-(十八銀+親和銀)	2,622	3.3%	2,296	7.2%	10
--------------	-------	------	-------	------	----

(出所:「月刊金融ジャーナル増刊号 金融マップ」)

2.3 経営統合の経緯

十八銀行、ふくおかフィナンシャルグループ（親和銀行の持ち株会社）が発表した経営統合と公正取引委員会による承認までの経緯を表5に記す。

表5 経営統合発表とその後の経緯

2016年2月26日	ふくおかフィナンシャルグループ（FFG）と十八銀行は、十八銀行と親和銀行が将来の合併を視野に入れ、ふくおかフィナンシャルグループを完全親会社とし、十八銀行を完全子会社とする株式交換を行うことを協議・検討すると発表（2016年4月：株式交換効力発生、2017年4月：合併）
2016年7月8日	公正取引委員会が第二次審査に入ることを発表（報告書要請、第三者意見聴取）
2016年8月30日	FFGと十八銀行が、公正取引委員会での企業結合審査が継続しているとし、経営統合の最終契約を延期。ただし、株式交換効力発生日は2017年4月1日と変更せず。
2017年1月20日	FFGと十八銀行が、株式交換効力発生日を2017年4月1日から10月1日に、合併を2018年4月から10月にそれぞれ延期。
2017年7月25日	FFGと十八銀行が、公正取引委員会における企業結合審査が完了していないため、2018年10月の合併期日を、「確定次第お知らせいたします」として再度延期。
2017年12月6日	公正取引委員会が「企業結合審査の考え方について」を公表。市場画定の考え方や競争制限の考え方は各国共通のグローバルスタンダードであるとし、海外における銀行の経営統合における問題解消措置として、債権譲渡が行われている事例を紹介した。
2018年4月11日	金融庁が「地域金融の課題と競争のあり方」を公表。
2018年5月7日	FFGと十八銀行が、「長崎県経済の活性化に貢献する経営統合の実現に向けて」を公表。経営統合の目的およびその実現に向けて、取引先の懸念払しょくのための取り組みを明らかにした。
2018年8月24日	1,000億円弱相当の債権譲渡という問題解消措置を行うことを前提に、公正取引委員会がFFGに対し排除措置命令を行わない旨を通知。企業結合審査が終了。
2018年10月30日	FFGと十八銀行が株式交換による経営統合に最終合意。2019年4月に株式交換効力発生、2020年10月に合併予定。

（出所：FFG、公正取引委員会、金融庁ホームページ）

3. 独占禁止法

3.1 独占禁止法の目的

独占禁止法²は、第一条において、「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と法律の目的を明示している。このなかで、企業結合（合併）等を通じて、「事業支配力の過度の集中を防止」することが

示されている。

また、第十五条において、次の場合に該当する合併については制限および届出義務を課している。①合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、②当該合併が不公正な取引方法によるものである場合である。今回の長崎県における地方銀行合併に関しては、①に該当すると公正取引委員会が見解を示したケースである。この場合、第十七条で公正取引委員会は事業者に対して必要な措置いわゆる排除措置を命ずることができるとしている。また、第十八条では、法律の規定に違反して会社が合併した場合においては、合併の無効の訴えを提起することができるとしている。

3.2 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合および不公正な取引方法による企業結合が行われる場合に、当該企業結合を禁止しているが、どのような場合が該当するかは「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に示されている。

「一定の取引分野」とは何であろうか。運用指針によると、『企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すものであり、一定の取引の対象となる商品の範囲（役務を含む。以下同じ）、取引の地域の範囲（以下「地理的範囲」という。）等に関して、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断される』という。運用指針で強調されているのは「需要者にとっての代替性」であり、企業結合（合併）後に他の企業が提供する同様の商品に乗り換えが容易であるかによって競争が制限されるかを判断することになる。今回の地方銀行合併では、合併銀行から融資を受けている中小企業が、合併後に他の金融機関から融資を受けることが容易であるかが判断される。

また、商品の範囲とは、「まず、需要者からみた商品の代替性という観点から画定される。商品の代替性の程度は、当該商品の効用等の同種性の程度と一致することが多く、この基準で判断できることが多い。さらに、需要者からみた代替性のほかに、必要に応じて、供給者が多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに、ある商品から他の商品に製造・販売を転換し得るか否かについても考慮される」としている。

なお、地理的範囲については、「商品の範囲と同様に、まず、需要者からみた各地域で供給される商品の代替性の観点から判断される。さらに、需要者からみた代替性のほかに、供給者にとっての代替性についても、商品の範囲の考え方に準じて判断される」としている。今回のケースでは、長崎県を地理的範囲と判断するのか、長崎県を含めた広域経済圏

を範囲とするのか2つの考え方がある。

競争を実質的に制限するとは、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう」（昭和28年東京高裁判例）としており、このような場合は企業結合（合併）が制限されることになる。今回の場合は地方銀行2行の合併によって、合併銀行の長崎県内における中小企業向け貸出のシェアが高まり、競争が減少して市場を支配できる状態になることが懸念された。

3.3 企業結合の種類とHHI

運用指針では企業結合を次の3種類に分類している。①水平型企业結合（同一の一定の取引分野において競争関係にある会社間の企業結合）、②垂直型企业結合（メーカーとその商品の販売業者との間の合併など取引段階を異にする会社間の企業結合）、③混合型企業結合（異業種間や地理的範囲が異なるなど、水平型と垂直型に該当しない企業結合）であり、長崎県内の地方銀行合併のケースは①水平的企業結合に該当する。ただし、水平的企業結合で次の3点に該当する場合は競争を実質的に制限することにはならないとしている。

- (1) 企業結合後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）が1,500以下である場合。
- (2) 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHIの増分が250以下である場合。
- (3) 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合。

ハーフィンダール・ハーシュマン指数は市場シェアから算出するが、「月間金融ジャーナル増刊号金融マップ」を用いて計算すると、十八銀行（HHI1,361）と親和銀行（HHI1,128）が合併するとHHI4,970の銀行が誕生することになり、長崎県全体のHHIは合併前の2,638から合併後には5,118となる。³

競争の実質的制限についての判断要素を表6で示す。今回の長崎県内における地方銀行の合併については、合併によって経営の効率化を図り、人口減少に直面する地方において金融機能を維持しなければならないという考え方が提示された。しかし、運用指針には合併によって効率性が向上して需要者の厚生が増大する場合であっても、独占または独占に近い状態を実現する企業結合（合併）は効率化によって正当化されることはほとんどないとしており、公正取引委員会が独占的状态を容認する可能性が低いことがうかがえる。

表6 単独行動による競争の実質的制限についての判断要素

<p>(1)当事会社グループの地位及び競争者の状況 市場シェア及びその順位、当事会社間の従来の競争の状況等、競争者の市場シェアとの格差、競争者の供給余力及び差別化の程度。</p> <p>(2)輸入</p> <p>(3)参入</p> <p>(4)隣接市場からの競争圧力</p> <p>(5)需要者からの競争圧力</p> <p>(6)総合的な事業能力</p> <p>(7)効率性 企業結合後において、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発体制の効率化等により当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動をとることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断する。 この場合における効率性については、[1] 企業結合に固有の効果として効率性が向上するものであること、[2] 効率性の向上が実現可能であること、[3] 効率性の向上により需要者の厚生が増大するものであることの3つの観点から判断する。 なお、<u>独占又は独占に近い状況をもたらす企業結合を効率性が正当化することはほとんどない。</u></p> <p>(8)当事会社グループの経営状況</p>
--

(出所：「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」、下線部は筆者による)

しかし、企業結合（合併）によって競争が実質的に制限される可能性がある場合でも、競争制限を解消する措置をとれば公正取引委員会によって企業結合（合併）は認められる場合があるという。それが問題解消措置である。運用指針では、「問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討されるべきものであるが、問題解消措置は、事業譲渡等構造的な措置が原則であり、当事会社グループが価格等のある程度自由に左右することができないように、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本となる」とし、市場支配力を低下させるために事業譲渡など構造的な措置が必要としている。

3.4 FFG と十八銀行の経営統合に関する考え方と対応

ふくおかフィナンシャルグループ（FFG）と十八銀行は、公正取引委員会での企業結合審査が継続していることを受け、2017年7月25日に経営統合に関する考え方を公表した。合併銀行の中小企業向け貸出のシェアが高まることに対して、貸出規模が大きいほど経営効率が改善され、貸出金利を低廉に抑えることができ、取引先の便益が向上することを複数の経済分析をもとに説明した。また、統合後も十分な競争環境が維持され、貸出金利を容易に引き上げることができない環境にあることも説明した。

そのうえで、問題解消措置について、「銀行の場合は複雑かつ多岐に亘る決済機能が数多く紐付いていることから、小売業のように店舗譲渡を行うことは取引先に多大な負担を

強いる」という。貸出債権の譲渡の検討を行っているが、「リレーションシップバンキングが構築されており、取引先が望まない債権譲渡ができない」とし、代替案として、「新規貸出金利等の情報開示」、「アンケート等によりお客さまの意見を集約」とするとともに、「地元の利用者等の第三者で構成された委員会が貸出行動を定期的に監視・評価」する仕組みを提示した。

2017年12月には、公正取引委員会が、「企業結合審査の考え方について」を公表し、我が国が採用する市場画定の考え方や競争制限の考え方は各国共通のグローバルスタンダードであるとし、海外における銀行の経営統合における問題解消措置として債権譲渡が行われている事例を紹介した。FFGと十八銀行が公表した代替案ではなく、「構造的な問題解消措置」としての債権譲渡を公正取引委員会が重視している姿勢が読み取れる。

企業結合審査が進展しない状況を変えるため、FFGと十八銀行は債権譲渡を実施することを決断し、公正取引委員会に通知した。2018年8月、1,000億円弱相当の債権譲渡という問題解消措置を行うことを前提に、公正取引委員会はFFGに対し排除措置命令を行わない旨を通知し、企業結合審査が終了して合併することが承認された。経営統合の基本合意公表から2年6か月が経過し、統合スケジュールを2度延期したが、2019年4月に株式交換効力発生、2020年10月に経営統合することになった。

4. 論点整理と企業結合、銀行合併に関する先行研究

本稿では、長崎県における地方銀行合併に関する論点として、以下の5点を提示する。

- ①十八銀行と親和銀行が合併した後の長崎県は独占的市場と言えるのか。
- ②市場範囲画定の問題：長崎県＝市場なのか。
- ③独占的市場で発生する問題とは何か。
- ④独占的市場を認めることは可能なのか。
- ⑤独占禁止法の競争政策はこのままで良いのか。
(社会・経済環境の変化を考慮する必要があるのか)

4.1 十八銀行と親和銀行が合併した後の長崎県は独占的市場と言えるのか

NERA Economic Consulting (2016)によると、多くの経済学論文では、市場支配力を認定するためには40%前後の水準より上の市場シェアが必要であるという。米国の裁判例では、市場支配力を認定するシェアとして70%超が共通理解であるという。しかし、参入

障壁や供給余力を考慮することが重要であることも認識されているとしている。また、独占禁止法の運用指針では、「企業結合後の HHI が2,500以下であり、かつ、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが35%以下の場合には、競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる」としている。十八銀行（貸出シェア36.9%）と親和銀行（同33.6%）の合併により貸出シェア70.5%の銀行が誕生することから、従来の寡占市場から独占的市場に移行すると受け止められる。公正取引委員会が構造的な問題解消措置にこだわったのは、独占的市場を生まないという強い姿勢を持っていることがうかがえる。

4.2 市場範囲画定の問題：長崎県＝市場なのか

市場範囲の確定を長崎県とするのか、長崎県を含めた広域経済圏とするのかについても論点の1つである。筒井（2007）は、都市銀行と地域銀行が共通の貸出市場を形成しているとの前提で、1990年から2000年までのパネルデータを用い、貸出需要関数と供給関数を連立推定した結果、地方金融市場は地域的（県別）に分断されているとの結果を得た。また、1974年から2001年度までの都市銀行と長期信用金庫のパネルデータを使った分析によると、市場構造成果仮説と効率性仮説の両方が成立する結果を得たという。つまり、効率的な銀行ほど大きくなる傾向がみられるという。一方、平賀・真鍋・吉野（2017）によると、地域金融市場は開かれており、独占的市場であっても隣接する地域から貸出が可能であり、競争的な市場となるという。また、政府系金融機関の貸出金利は全国一律であることから、他の財・サービスと異なり、現実の地域金融市場においては独占の効果は表れにくいとしている。

公正取引委員会は今回の企業結合審査において、大企業と中堅企業向け貸出の地理的範囲を長崎県とし、中小企業向け貸出については長崎県に加え、県内を8経済圏に区分して競争の実質的制限について検討した。その結果、一部の経済圏で競争が制限される状態や独占の状態になるとしている。

4.3 独占的市場で発生する問題とは何か

独占的市場で発生する問題として懸念されているのは市場支配力が高まり、貸出金利が上昇して借り手企業が不利な状況に置かれることである。その一方で、経営の効率性を重視する見方もある。平賀・真鍋・吉野（2017）によると、金融機関の寡占度上昇により貸出金利が上昇する（借入側の企業に不利益）という「市場構造成果仮説」と、競争原理が

働いて効率的な企業が成長し、効率的な企業の占める規模が大きくなり、市場全体の効率性と市場集中度が高くなるという「効率性仮説」の2つの考え方が存在するという。金融危機や不良債権問題の影響を排除した2010年代の都道府県データを用いて、都道府県を地域金融市場と捉え、パネル推定で、市場構造成果仮説と効率性仮説のいずれが強いかを検証した結果、寡占度の上昇は貸出金利の低下と貸出残高の増加につながり、効率性仮説の効果が大きいとしている。

大庫・中村・吉野（2017）によると、十八銀行と親和銀行の取引先を調べると、取引金融機関数では、1行取引の割合が概ね50%程度あり、自ら進んで1行取引をしている可能性があるという。2行取引は「競合エリア」で3～4割、「複占エリア」で4割程度という。しかし、十八銀行と親和銀行の2行並行借入企業は3～4%程度で、両行が合併しても1行取引になる企業の割合は限定的であるとしている。2行取引の主流は十八銀行もしくは親和銀行と取引しながら、日本政策金融公庫と取引する企業であり、公庫の支店のない島嶼部でも4割前後を占めるという。以上などにより、両行が合併しても複数行取引は維持されるという。また、銀行業は規模拡大で効率化が図れるうえ、貸出金利はHHI指数が大きくなるほど低下する傾向にあるとしている。

一方、小田切・武田・土井・齋藤・新井・工藤・柳田（2017）によると、合併により利益率が向上した事例は少ない（合併による限界費用低下は小さい）という。3品目の調査に限られるが、市場平均価格が合併後に上昇傾向を示し、当事会社の製品価格は平均的に更に上昇する傾向を示したという。2000年度から2006年度に行われた、地方銀行、第二地方銀行（計6行）の合併効果については、自己資本利益率（ROE）は4年目まではマイナスだが、その規模は毎年減少し、5年目からはプラスに転じているという。資本回転率は1年目および2年目には合併がプラスに働いているが、それ以降はマイナスであるという。また、不良債権比率と労働生産性は分析期間を通じて悪化したとしている。しかし、統計的に有意でない結果がほとんどで、経営成果改善効果は、効率性向上によるものか市場支配力の行使によるものかの区別はできないという。

また、大橋（2012）によると、企業結合の事後評価においては、「誘導推定」と「構造推定」の2つのアプローチがあるが、誘導推定手法を用いると、競争制限効果と効率性向上効果の和の効果は明らかになるが、効率性向上効果を独立に識別できないという。構造推定手法では、①効率性効果と競争制限効果を切り離して評価可能、②消費者厚生および生産者厚生の評価が可能、③企業結合の事前評価（合併シミュレーションが可能）とし、効果測定の問題点を指摘している。

以上により、現状では企業結合による効率性効果への共通理解は得られていない。市場シェアが高まり寡占度が向上した場合の研究は多いものの、市場が独占に移行した場合にも、その結果が当てはまるのかも明らかではない。合併シミュレーションなどの経済学的手法の結果をどのように活用するかも課題の1つである。

4.4 独占的市場を認めることは可能なのか

独占禁止法の運用指針では、「なお、独占又は独占に近い状況をもたらす企業結合を効率性が正当化することはほとんどない」としており、問題解消措置を講じて独占的状況を回避する必要があることが記載されている。当初、FFGと十八銀行は問題解消措置として、①新規貸出金利等の情報開示、②アンケート等によりお客さまの意見を集約、③地元の利用者等の第三者で構成された委員会が貸出行動を定期的に監視・評価することを提示した。しかし、その後企業結合審査が進展しなかった経緯から判断すると、独占的市場で発生する問題を予防する措置とは考えられるものの、独占的状态そのものを回避する措置ではないとして、公正取引委員会が問題解消措置として認めなかった可能性がある。最終的には債権譲渡により審査が集結しており、現在の独占禁止法と運用指針のもとで公正取引委員会が独占的市場を認めることは難しいと考えられる。

4.5 独占禁止法の競争政策はこのままで良いのか

今後、我が国は人口減少や地方における過疎の進展など、未体験の領域に入ることが避けられない。そうした状況において、競争政策はこのままで良いのであろうか。社会・経済環境の変化を考慮する必要があるのであろうか。独占禁止法の運用指針では、競争の実質的制限による判断要素として、「効率性の向上により需要者の厚生が増大すること」とし、需要者の厚生のみを判断基準としている。大橋（2012年）によると、構造推定分析では企業結合によって価格は上昇するものの、効率性が改善して生産者厚生が大幅に向上し社会的厚生も向上するという。我が国で想定されている、価格のみから需要家の厚生を判断する「狭義の消費者厚生基準」ではなく、供給者の厚生（利潤）から生み出される品質向上や新製品開発なども考慮した消費者厚生を考えることも重要であるとしている。

今回の長崎県内における地方銀行合併に関する議論では、合併による経営効率化を通じて地方における金融機能の維持・強化を図りたい金融庁と、独占的状態を発生させる企業結合（合併）を認めない公正取引委員会という構図が鮮明となった。しかし、その過程に

において、地域金融の研究者からの情報発信は積極的に行われたものの、競争政策を研究するミクロ経済の研究者からの情報発信は不足していたように見受けられる。金融市場は他の財・サービスと異なる特性を持っているとはいえ、人口減少や過疎化による地方の需要減少という構造は財・サービス共通のものである。競争政策の研究者からの情報発信を通じて、今後の競争政策に関する幅広い社会的合意を得ることが求められる。

5. おわりに

本稿では、以下の4点を指摘したい。第1に十八銀行と親和銀行が合併した後の長崎県は独占的市場に移行する。このため債権譲渡が行われて独占的状况を回避することになる。第2に独占的市場で発生する問題は貸出金利の上昇だが、経営の効率性が高まるとの研究結果もある。第3に公正取引委員会が独占を生む企業結合を認めることは現状では難しい。第4に今後の独占禁止法の競争政策を検討するためには、競争政策の研究者からの情報発信を増やす必要がある。

約2年6か月がかかったが合併が承認されたことによって、地域金融期間の経営統合は新たな段階に入った。今後は同一県内における地域金融機関同士の合併が増える可能性もある。今回のケースからは独占的状况を生む合併には債権譲渡が必要であることが分かった。しかしながら、人口減少と地方過疎化、日本銀行の金融政策等で地域金融機関の経営は厳しい状態が続いており、合併による規模拡大を図ったとしても従来通りの貸出に依存したビジネスモデルを維持することは困難である。規模拡大による経営の効率化に加え、新たな収益源を生み出すことが地域金融機関には求められている。

注

¹ 全国銀行協会・銀行変遷史データベース (<https://www.zenginkyo.or.jp/library/>)

² 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。

³ ハーフィンダール・ハーシュマン指数 (HHI) は、市場シェアを2乗することにより算出される。十八銀行と親和銀行が合併した場合の市場シェアは70.5%となり、HHIは $70.5 \times 70.5 = 4970$ となる。

参考文献

1. 泉田成美・渡部領介（2016）「水平的合併の実証分析」東北大学経済学会研究年報『経済学』。
2. 大橋弘（2011年12月）「企業結合審査における経済分析」公正取引協会『公正取引』No. 734：P12・P17。
3. 大橋弘（2012）「企業結合における効率性－最近の経済分析からの知見を踏まえて－」日本経済法学会年報No. 33：P80-P95。
4. 小田切宏之・武田邦宣・土井教之・齋藤卓爾・新井弘毅・工藤共嗣・柳田千春（2011年11月）「企業結合の事後評価－経済分析の競争政策への活用－」、公正取引委員会競争政策研究センター。
5. 大庫直樹・中村陽二・吉野直行（2017）「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」、金融庁金融研究センター、ディスカッションペーパー DP2016-6。
6. 金融ジャーナル社（2016）「月刊金融ジャーナル増刊号 金融マップ2017年版」。
7. 久保研介（2017年11月）「企業結合規制における新しい経済学的ツールの活用」『経済セミナー』日本評論社、2017年10月・11月号。
8. 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」。
9. 十八銀行（2017）「ディスクロージャー資料」。
10. 筒井義郎（2007）「地域分断と非効率性」、筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』第5章、日本経済新聞社。
11. 平賀一希・真鍋雅史・吉野直行（2017年1月）「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」、金融庁金融研究センター、ディスカッションペーパー DP2016-5。
12. ふくおかフィナンシャルグループ（2017）「ディスクロージャー資料」。
13. NERA Economic Consulting（2016年2月）「平成27年度産業経済研究所委託事業（流通・取引に関する競争法の評価分析調査」。
14. 公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/index.html>）
15. 全国銀行協会・銀行変遷史データベース（<https://www.zenginkyo.or.jp/library/>）
16. ふくおかフィナンシャルグループホームページ（<https://www.fukuoka-fg.com/>）